

# 大阪府内 定期報告対象建築物と報告時期

■ 避難階※にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外（ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく）

※平成29年度・・・平成29年4月1日～平成30年3月31日

各用途について①～④いずれかに該当するもの。防火設備の検査については④に該当するものも含む。					
	報告対象の用途	規模 ※1 (その用途に供する床面積の合計)	特定建築物 の調査	建築設備の 検査 ※2	防火設備の 検査
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があるもの ②2,000㎡以上のもの	平成 31年 34年 37年  (以降3年 ごとに 1回)	対象外	
館	ホーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館（学校体育館除く）	①3階以上に対象用途があるもの ②2,000㎡以上のもの			
博	博物館・美術館・図書館				
事	事務所 その他これに類するもの	①5階以上に対象用途があり、3,000㎡以上のもの			
集	公会堂・集会場	①3階以上に対象用途があるもの	平成 29年 32年 35年  (以降3年 ごとに 1回)	毎年1回  対象規模 は左記に 同じ	平成29年度 より 毎年1回  対象規模 は左記に 同じ
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）	②客席部分の床面積が200㎡以上のもの ③地階に対象用途があるもの ④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの			
旅	ホテル・旅館	①3階以上に対象用途があるもの			
病	病院	②2階部分の対象用途に供する床面積が300㎡以上のもの (②は病院、診療所にあつては2階部分に患者の収容施設がある場合に限る)			
診	診療所 (患者の収容施設があるもの)	③地階に対象用途があるもの	平成 30年 33年 36年  (以降3年 ごとに 1回)	非常用エレ ベーターの設置 されているもの ※6	非常用エレ ベーターの設置 されているもの ※7
児	児童福祉施設等(※3) (要援護者の入所施設があるもの)	④A病院、診療所、児童福祉施設等にあつては200㎡以上のもの (Aは防火設備の定期報告に限る。避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
百	百貨店・マーケット 展示場・物販店舗	①3階以上に対象用途があるもの			
飲	飲食店	②2階部分の対象用途に供する床面積が500㎡以上のもの			
遊	混 キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く) 待合・料理店	③地階に対象用途があるもの ④3,000㎡以上のもの	平成 30年 33年 36年  (以降3年 ごとに 1回)	非常用エレ ベーターの設置 されているもの ※6	非常用エレ ベーターの設置 されているもの ※7
浴	公衆浴場				
遊	遊技場(※4個室ビデオ店等に限る)	①200㎡を超えるもの(避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上のもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上のもの	平成 30年 33年 36年  (以降3年 ごとに 1回)	非常用エレ ベーターの設置 されているもの ※6	非常用エレ ベーターの設置 されているもの ※7
寄特	寄宿舎 (※5に該当するものに限る)	①3階以上に対象用途があるもの ②2階部分の対象用途に供する床面積が300㎡以上のもの ③地階に対象用途があるもの			
共特	共同住宅 (サービス付高齢者向け住宅に限る)	④A200㎡以上のもの (Aは防火設備の定期報告に限る。避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
共	共同住宅	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上のもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上のもの			

※ 避難階とは、直接地上へ通じる出入口のある階をいう。

※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

表中①・③において、対象部分の床面積の合計が100㎡以下のものは階数にかかわらず定期報告対象外。(ただし「学」・「寄」・「共」を除く)

※2 大阪府内の建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。給排水設備は対象外。

※3 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業)施設に限る。

※4 特定行政府が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレフォンクラブ」。

※5 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。

※6 堺市と池田市は非常用エレベーターの設置の有無に係わらず建築設備の検査については報告対象外。

共同住宅の建築設備検査は、住戸以外の共用部分(ホール・廊下・階段・集会室・管理人室等)に設置されている建築設備が報告対象。

※7 防火設備の検査については堺市・池田市も非常用エレベーターが設置されていれば対象。

共同住宅の防火設備検査は、住戸以外の共用部分(ホール・廊下・階段・集会室・管理人室等)に設置されている防火設備が報告対象。